

育児時短就業開始時賃金月額証明書作成依頼書

医 院 名	
フ リ ガ ナ	
育児時短就業者名	
フ リ ガ ナ	
変更前の氏名	
氏名変更年月日	
出 産 日	
育児休業を取得した期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
育児時短就業開始日	令和 年 月 日
育児時短就業者の住所 又は居所	〒 TEL () -
毎月の賃金締切日	毎月 日締 当月・翌月 日払
本来の(時短前の) 1週間の所定労働時間	1週 時間 分

添付書類

- ・ 賃金台帳と勤務簿(育休を終え、職場復帰した日から時短就業を始めた前日までのもの)
- ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(育児休業給付金の時のもの)
→ない場合または時給の方は、賃金台帳と勤務簿(育休開始前2年分)
- ・ 母子手帳(①子の保護者及び出生届出済証明のページ、②出産予定日が記載されたページの両方)の写し
- ・ 労働条件通知書(時短就業に入る前の労働条件が確認できるもの)
- ・ 就業規則の写し(休業時賃金の支払がある場合)
- ・ 短縮後の週所定労働時間が20時間を下回る場合は、子が小学校就学の始期に達するまでに週所定労働時間が20時間以上に復帰する前提であることが記載されている就業規則の写しが必要です。
- ・ 氏名変更がある場合、氏名変更を確認できる書類は原則不要ですが、内容に不整合等がある場合は後日提出していただくことがあります。